

平成 30 年度

スイミングクラブ総合補償制度のご案内

- ① スイミングクラブ保険
(賠償責任保険、レジャー・サービス施設費用保険)
- ② 包括国内旅行総合保険 (スイミングクラブ保険ご契約クラブ専用)
- ③ 普通傷害保険
- ④ 労働災害総合保険
- ⑤ 個人情報取扱事業者保険



一般社団法人

日本スイミングクラブ協会

JAPAN SWIMMING CLUB ASSOCIATION

(取 扱 代 理 店) **株式会社 藤 田 組**

(引受損害保険会社) **損害保険ジャパン日本興亜株式会社** (幹事)

(引受損害保険会社) **東京海上日動火災保険株式会社**

(引受損害保険会社) **三井住友海上火災保険株式会社**

目 次

＜ごあいさつ＞

- * クラブ会員の相互扶助による共済会・スイミングクラブ総合補償制度の特色・・・・・・・・P 2
- * スイミングクラブ総合補償制度の改定点・・・・・・・・P 3
- * スイミングクラブ総合補償制度の概要・・・・・・・・P 4

＜保険の内容＞

- * 共済会費およびスイミングクラブ保険の年間保険料と保険金額・・・・・・・・P 5
- * ① スイミングクラブ保険・・・・・・・・P 6
 - 賠償事故
 - 傷害事故
- * ② 包括国内旅行総合保険・・・・・・・・P 8
 - 国内旅行総合保険契約通知書・・・・・・・・P 9
- * ③ 普通傷害保険・・・・・・・・P 10
- * ④ 労働災害総合保険・・・・・・・・P 11
- * ⑤ 個人情報取扱事業者保険・・・・・・・・P 12

＜あらまし＞

- * ① スイミングクラブ保険
 - （賠償責任保険、施設管理者・受託者賠償責任保険）のあらまし・・・・・・・・P 13
 - （レジャーサービス施設費用保険）のあらまし・・・・・・・・P 14
- * ② 国内旅行総合保険のあらまし（契約概要のご説明）・・・・・・・・P 17
- * ③ 普通傷害保険のあらまし（契約概要のご説明）・・・・・・・・P 18
- * ④ 労働災害総合保険（法定外補償条項）のあらまし・・・・・・・・P 21
- * ⑤ 個人情報取扱事業者保険のあらまし・・・・・・・・P 22

＜資料編・記載例＞

- * 傷害・賠償・新種保険事故発生状況連絡書兼事故証明書・・・・・・・・P 25
- * 傷害・賠償・新種保険事故発生状況連絡書兼事故証明書（記載例）・・・・・・・・P 26
- * スイミングクラブ総合補償制度についてのご案内・・・・・・・・P 27

平成 30 年 1 月吉日

加盟クラブ各位

一般社団法人 日本スイミングクラブ協会
会 長 矢 澤 章 弘

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。 また、 平素は格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、 当協会が推奨しております「スイミングクラブ総合補償制度」は多彩なノウハウを持つ藤田組を取扱代理店とし、 幹事保険会社損保ジャパン日本興亜の協力を得て長きにわたり、 多数のクラブにご加入いただいております。

平成 10 年より加盟クラブの皆さま方のご要望に応じて、 クラブ館内での一般疾病による死亡補償制度として導入した「共済制度」は、 事故発生時から 240 時間(10 日間)以内の死亡を対象とする内容で本年も引続き継続します。

この制度は他のどこよりも優るものであると自負しております。

本保険はスイミングクラブにおいて発生する事故を広くカバーしており、 しかも、 多数のクラブにご加入いただいていることにより保険料が割安となっております。 また、 事故の解決にあたっては代理店と保険会社に強力にバックアップをしていただいております。

来る 4 月 1 日にて本保険が満期となりますので、 本年も引続きご継続くださいますようお願い申し上げます。 現在、 未加入のクラブの皆さまはこれを機会にご検討のうえ、 ぜひご加入ください。

なお、 ご加入にあたっては、 別添の加入依頼書にてお申込みくださるようお願い申し上げます。 末筆ながら皆さまのご健勝ご発展をお祈り申し上げます。

敬 具

クラブ会員の相互扶助による共済会

共済会はクラブ会員の相互扶助の精神に基づき平成 10 年 4 月 1 日に発足しました。

1 共済会の目的

共済会は会員の利益の向上と相互扶助の精神に基づき、会員施設内およびクラブの管理責任下において、本会会員施設のクラブ会員が一般疾病により死亡した場合に弔慰金を給付します。

2 共済事業の内容（弔慰金の給付）

クラブ会員がクラブ施設内またはクラブの責任下の行事において心筋こうそく、心不全や脳卒中などの一般疾病により、事故発生から 240 時間（10 日間）以内に死亡した場合に

死亡弔慰金として一律 30 万円が支給されます。

3 共済会費

クラブ会員 1 名につき 10 円です。

共済会は会員の相互扶助により運営されますので、公平性を保つため正確な会員数を申告していただきたくご協力をお願い申し上げます。

スイミングクラブ総合補償制度の特色

1 お役に立ちます。

加盟クラブの皆さまのニーズに対応した保険です。
クラブ経営上の様々なリスクを軽減する強力なサポーターとなります。
※平成 28 年度契約は、約 600 件の保険金をお支払いしました。

2 保険料が割安です。

この保険は日本スイミングクラブ協会を契約者とした団体契約です。
スイミングクラブ保険はスケールメリットがあり、普通傷害保険は団体割引が適用されますので、個別に加入されるよりも割安となります。

3 万一の事故も安心です。

万一の事故の際には、取扱代理店「藤田組」が適切なアドバイスを行います。

スイミングクラブ総合補償制度の改定点

現制度をより充実した内容とするため、今年度は以下の点を改定しました。

1 個人情報取扱事業者保険の新設（P.12 参照）

個人情報保護法の改正（平成 29 年 5 月 30 日に全面施行）や個人情報（マイナンバー等）取扱いの厳格化と世間的関心の高まりに伴い、万が一の時に補償できるよう、スイミングクラブ総合補償制度にて割安なプランをご準備しました。

2 学童保育の補償を充実（P.5 参照）

身体賠償の 1 名あたり保険金額を 1,000 万円から 3,000 万円に改定しました。（保険料変更はございません。）

3 サクセスネットのご提供（損保ジャパン日本興亜が提供するビジネス支援コンテンツ）

皆さまの本業の一助となるよう、「ビジネス情報」「ビジネス支援」「自己啓発」「福利厚生」の各分野に関する豊富なサービスを提供させていただきます。ご利用にあたり会員登録をお願いします。（会員登録に費用は一切かかりません。）なおサービスご利用時の費用等詳細につきましては、加入者証送付時に同封します。

4 火災保険等の見直しのご支援

会員の皆さまには、スイミング総合補償だけでなく、保険に関わることはすべてトータルサポートをさせていただきたく考えております。近年の異常気象の広がりに伴い、現在ご加入の火災保険等について、不要な補償がある、または、希望の補償がカバーされていない等ございましたら、藤田組へご相談ください。

申込締切日

申込書到着期限 平成30年3月12日（月）

保険料振込期日 平成30年3月19日（月）

振込先 みずほ銀行 日本橋支店

口座番号 （普通） 2163834

名義 一般社団法人 日本スイミングクラブ協会

※なお、加入依頼書をご送付いただきましても、保険料（掛金）納入前に発生した事故につきましては、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。（普通保険約款の規定より）

スイミングクラブ総合補償制度の概要

スイミングクラブ総合補償制度は、一般社団法人日本スイミングクラブ協会加盟クラブのために開発された専用の団体契約です。

次の5種類の保険が用意されており、アスレチッククラブ、フィットネスクラブもご加入いただけます。

※①この制度にご加入いただく場合スイミングクラブ保険は必須加入、②～⑤は任意加入となります。

会員・ビジターの皆さまのために

① スイミングクラブ保険【賠償責任保険、レジャー・サービス施設費用保険】・・・P6

＜クラブに責任のある賠償事故や・クラブの管理下中の傷害事故などに備えて＞

- 賠償責任事故時： 被害者へ **1名、1事故5億円**の大きな補償！（賠償責任保険・身体賠償）
- 傷害事故時： 被害者へ **死亡・後遺障害、入院、通院、手術時の補償！**
- クラブへの往復途上のケガも補償します。

② 包括国内旅行総合保険・・・P8

＜大会・合宿・レクリエーション等、国内旅行中の不慮の傷害事故に備えて＞

- **事務手続きが簡便！**（旅行出発前日までに所定の通知書をFAXするだけ！）
- **保険料支払いは月に1度！**（1か月分をまとめて翌月お振込みいただきます。）
- ※ ご利用には**事前のご登録が必要**となります。

コーチ・従業員の皆さまのために（派遣コーチ、アルバイトを含みます。）

③ 普通傷害保険（政府労災加入の有無を問わず加入できます。）

＜コーチ・従業員の就業中の傷害事故に備えて＞

- 政府労災等、他の補償制度と関係なくお支払い！
- 従業員の入れ替わりも自動で補償！

・・・P10



・・・P11

④ 労働災害総合保険（政府労災加入者のみ加入できます。）

＜政府労災加入のコーチ・従業員の就業中の傷害事故に備えて＞

- 政府労災の上乗せ補償！
- 従業員の入れ替わりも自動で補償！

⑤ 個人情報取扱事業者保険

・・・P12

＜個人情報の漏えい事故に備えて＞

- マイナンバーや保険証番号、運転免許証番号のみの漏えいも対象！
- 告知不要の簡単なお手続き！

保険期間：平成30年4月1日午後4時から1年間

※中途加入も随時受け付けています。（保険料は月割で計算されます。）

保険契約者：一般社団法人 日本スイミングクラブ協会

加入対象者：一般社団法人 日本スイミングクラブ協会加盟クラブ

共済会費およびスイミングクラブ保険の年間保険料と保険金額

スイミングクラブ保険の詳細については、次ページをご確認いただきますようお願いいたします。

共済会費および年間保険料と保険金額につきまして、以下の通りご案内します。

年間掛金(年間保険料)と保険金額

〈保険期間 1 年〉

ご加入タイプ		A	A'	B	C	D	E	F	
年間掛金	会員1名につき (スイミングクラブ) アスレチック共通	保険料 260 円 + 共済会費 10 円 計 270 円	保険料 310 円 + 共済会費 10 円 計 320 円	保険料 410 円 + 共済会費 10 円 計 420 円	保険料 460 円 + 共済会費 10 円 計 470 円	保険料 520 円 + 共済会費 10 円 計 530 円	保険料 700 円 + 共済会費 10 円 計 710 円	保険料 950 円 + 共済会費 10 円 計 960 円	
保険 金額	賠償責任事故	身 体 賠 償 1 名、 1 事故につき5億円（自己負担なし） ----- 財 物 賠 償 1 事故につき 500 万円（漏水による損害も補償）（自己負担なし） ----- 受 託 者 賠 償 1 事故につき 50 万円（保険期間中の限度額 50 万円） ただし、 現金・有価証券等貴重品は 1 名につき5万円、 1 事故につき 10 万円（保険期間中の限度額 10 万円・自己負担なし）							
	傷害事故	死亡・後遺障害見舞費用 (傷害死亡時の一時金)	70 万円	120 万円	220 万円	250 万円	340 万円	480 万円	960 万円
		入院見舞費用 (1 日につき)	1,000 円	1,600 円	3,000 円	3,700 円	4,300 円	7,200 円	8,500 円
		手術見舞費用	入院見舞費用保険金をお支払する場合で、おケガの治療を直接の目的として所定の手術を受けた場合、手術の種類に応じた額(入院見舞費用保険金日額の10倍、20倍または40倍)をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。 ○手術見舞費用保険金の額＝1 日あたりの入院見舞費用保険金額×手術の種類に応じた倍率						
		通院見舞費用 (1 日につき)	700 円	1,100 円	2,000 円	2,500 円	3,000 円	5,000 円	5,900 円
共 済		死亡弔慰金として30万円							

【ご注意】

＜保険料算出の基礎数値（会員数）について＞

スイミングクラブ保険は、直近の会計年度末の会員数を保険料算出の基礎数字としています。
 会員数を正しく告知いただかなかった場合、保険金がお支払いできないことがあります。

＜追加保険料が必要な業務など＞

ベビーシッター・学童保育等の託児業務は、別途、会員 1 名につき 600 円の追加保険料が必要です。（保険金額は身体賠償が 1 名につき 3,000 万円に制限されます。）

※託児業務等を別法人で行う場合は、必ず藤田組へご相談ください。本保険では補償対象とならない場合がございます。

1 スイミングクラブ保険

～賠償責任保険（施設所有管理者特約・受託者特約）～

賠償事故（保険金額と保険料は P5 参照）

以下の1～4の事故により、第三者の身体の障害または財物の損壊が発生した場合に、スイミングクラブが法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

1. スイミングクラブの施設・設備等の構造上の欠陥や管理不備による事故

【お支払事例と事故事例】



足拭きマットがすべり、踏ん張った際に股関節を痛めた。

【お支払保険金（例）】
約 980 万円

- ・指導員の監督上の不注意による死亡・傷害事故（対人）
- ・プールの水質管理を誤り、下痢や結膜炎になった（対人）

2. スイミングクラブの業務活動（競技会、クラブ行事など）等での不注意による事故

【お支払事例と事故事例】



競技会の待ち時間に石を投げて、他人の車をキズつけた。

【お支払保険金（例）】
約 30 万円

- ・林間学校でコーチが目を離している間に生徒が溺れて入院（対人）
- ・スキー教室中、クラブの管理不足により生徒が他人と接触しケガをさせた。（対人）

3. スイミングクラブが預かった物の保管中の損傷・汚損・盗難

【お支払事例と事故事例】



子供からゲーム機を預かって
いたところ、落下させ破損

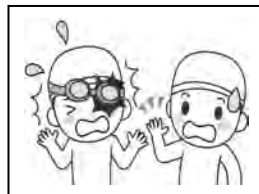
【お支払保険金（例）】
約 2 万円

- ・受付で預かったハンドバックが盗難にあった。
- ・受付で預かったコートを汚してしまった。
- ・受付で預かった時計を落として破損させてしまった。

※ロッカールーム内および貴重品ロッカーにおける盗難は鍵の有無にかかわらず対象となりません。

4. 会員・ビジター個人間の賠償事故

【お支払事例と事故事例】



施設内で生徒同士がふざけて被害者の
ゴーグルを引っ張って放した結果、
ゴーグルが目にあたり外傷性白内障になった。

【お支払保険金（例）】 98 万円

- ・プールサイドで誤って会員同士がぶつかり、ケガを負わせた。（対人）
- ・遊泳中、会員の手が隣の人の顔にあたり、ゴーグルを破損させた。（対物）

※会員・ビジター間の賠償事故は、日常生活に起因する賠償責任を補償するものではなく、スイミングクラブの業務や管理上の不備に起因する賠償事故を補償するものです。

※実際のお支払いは、個々の事故ごとの状況により異なります。

傷害事故（保険金額と保険料は P5 参照）

スイミングクラブ側の法律上の責任の有無を問わず、会員やビジターがスイミングクラブ管理下において、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをしたときに、スイミングクラブが事故への対応のために要する費用（見舞費用）を負担したことによる損害を補償します。（見舞費用保険金：死亡・後遺障害・入院・手術・通院）

※ スイミングクラブへの往復途上のケガも補償されます。

1. スイミングクラブ管理下中の傷害事故

【お支払事例と事故事例】



水泳中、ターンをしようとした際、誤って顔面を壁にぶつけて顎骨骨折し、入院・通院した。

【お支払保険金（例）】

35 万円

- ・ロッカー入り口でつまづき転倒。左肩骨折し、入院。
- ・ジムでトレーニング中に転倒、アキレス腱部分切断により通院。
- ・自宅前で送迎バスより下車した際、対向車にはねられ死亡。

2. スイミングクラブの施設被災に伴う傷害事故

火災、落雷、破裂または爆発、風・雪・水災、施設外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊などでスイミングクラブが被災したことに伴い、会員やビジターがケガをした。

【ご注意】

＜賠償責任事故について＞

- 単なる道義上の見地からお支払いする「お見舞金」は、本保険の対象外です。
- 会員個人の故意による事故は補償対象外です。
- スポーツそのものが危険を伴う部分があるため、たとえルールを守ってスポーツを行っていても必然的に起こってしまう事故もあります。このような事故は、スイミングクラブ側に法律上の賠償責任はないものと考えられ、賠償責任保険の補償対象外となります。
- エステ・美顔・痩身・脱毛等の美容業務、柔道整復・あんま・はり・灸・マッサージ・整体・カイロ・指圧等の施術行為に伴う事故は、本保険の対象外です。
- ベビーシッター・学童保育等の託児業務は、別途追加保険料が必要です。（P5 をご参照ください。）

＜傷害事故について＞

- 往復途上とは、スイミングクラブ所定の集合・解散場所と施設利用者の住居との通常の経路をいいます。
- 保険金請求者はスイミングクラブ、保険金受取人はスイミングクラブまたはスイミングクラブが指定する者となります。
- 宿泊をともなう行事（サマーキャンプ、スキー教室等）中の事故は対象となりません。
別途「国内旅行総合保険」をご手配ください。（P8 をご参照ください。）
- 柔道・空手・ボクシング・レスリング等、格闘技の練習中・試合中に被ったケガは、本保険の対象外です。

2 包括国内旅行総合保険（スイミングクラブ保険ご契約クラブ専用）

大会・合宿・レクリエーション等、国内旅行中の思いがけない不慮の傷害事故に備える保険です。
旅行の都度発生する、出発前の面倒なご契約や保険料支払手続きが不要になります。

特 色

1. 簡便な事務手続き

旅行出発前日までに、藤田組まで旅行者の氏名・生年月日・旅行期間を報告いただくだけです！
（次ページの「契約通知書」を藤田組までFAX 送信ください。）

2. 月1回の保険料支払い

前月に報告いただいた保険料をまとめてお振込みいただきます。
（藤田組より請求書をお送りしますので、翌月20日までに所定の口座にお振込みいただきます。）

概 要（保険料と保険金額）

ご加入タイプ		A	B	C	D	E
死亡・後遺障害保険金		250万円	300万円	400万円	500万円	1,000万円
入院保険金（1日につき）		2,500円	3,000円	4,000円	5,000円	8,000円
通院保険金（1日につき）		1,500円	2,000円	2,500円	3,000円	4,000円
保 険 料 （1名につき）	1泊2日まで （日帰りを含みます。）	153円	196円	251円	307円	474円
	3泊4日まで	185円	236円	303円	370円	574円
	6泊7日まで	217円	277円	355円	434円	676円

※手術を受けた場合、手術保険金（入院中の手術は入院保険金日額の10倍、外来の手術の場合は入院保険金日額の5倍）をお支払いします。（一部の軽微な手術は対象外です。）

事 故 事 例

バスの転落事故で
死傷した。



旅行先で細菌性食
中毒で入院した。



【ご注意】

- この保険をご活用されるクラブは、事前にご登録が必要です。
ご希望のコース（契約タイプ）を事前にご選択いただきます。詳しくは藤田組までお問い合わせください。
- 旅行出発後のFAXは無効となりますのでご注意ください。

国内旅行総合保険契約通知書

通知者および被保険者は、募集文書または損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト (<http://www.sjnk.co.jp/>) に掲載の個人情報の取扱いに同意します。

・申込日：平成 年 月 日

・クラブ名： (法人名：)

・連絡先：TEL () FAX ()

・担当名：

・行き先：

・保険期間：平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 日間

*保険料はご記入いただかなくても結構です。

符号	被保険者名	性別	生年月日	*保険料
1		男・女	T・S・H 年 月 日	円
2		男・女	T・S・H 年 月 日	円
3		男・女	T・S・H 年 月 日	円
4		男・女	T・S・H 年 月 日	円
5		男・女	T・S・H 年 月 日	円
6		男・女	T・S・H 年 月 日	円
7		男・女	T・S・H 年 月 日	円
8		男・女	T・S・H 年 月 日	円
9		男・女	T・S・H 年 月 日	円
10		男・女	T・S・H 年 月 日	円
11		男・女	T・S・H 年 月 日	円
12		男・女	T・S・H 年 月 日	円
13		男・女	T・S・H 年 月 日	円
14		男・女	T・S・H 年 月 日	円
15		男・女	T・S・H 年 月 日	円
16		男・女	T・S・H 年 月 日	円
17		男・女	T・S・H 年 月 日	円
18		男・女	T・S・H 年 月 日	円
19		男・女	T・S・H 年 月 日	円
20		男・女	T・S・H 年 月 日	円
21		男・女	T・S・H 年 月 日	円
22		男・女	T・S・H 年 月 日	円
23		男・女	T・S・H 年 月 日	円
24		男・女	T・S・H 年 月 日	円
25		男・女	T・S・H 年 月 日	円
合 計 保 険 料				円

本帳票は加入者連記式帳票です。個人情報が入る目には触れないようご注意ください。ご加入者・被保険者の了解を得たうえで使用してください。

代理店
使用欄

契 約
タイプ

3 普通傷害保険

コーチ・従業員の就業中・通勤途上の急激かつ偶然な外来の傷害事故に備える保険です。

特 色

1. 就業中の事故に対する補償制度

従業員の方々の業務災害や通勤災害に対する補償制度として活用いただけます。

保険金は、政府労災等の他の補償と関係なくお支払いします。

2. 従業員の入れ替わり手続き不要

従業員の方が退職や入社で入れ替わった場合も、従業員名簿の備え付けがあれば入れ替えのための通知は必要ありません。また、アルバイト・パートを含めることができます。

3. 通院 1 日から保険金をお支払い

死亡の場合や後遺障害が残った場合はもちろん、入院した場合や通院した場合にも保険金をお支払い。

※保険金請求額が 10 万円以下の場合、診断書は不要です。

概 要（保険料と保険金額）

保険期間：1 年 職種級別：A 級 就業中のみの危険補償特約 準記名式（全員付保）契約 一時払 団体割引 5%

死亡・後遺障害保険金	181.1 万円
入院保険金（1 日につき）	1,500 円
通院保険金（1 日につき）	1,000 円
保険料（従業員 1 名・1 口あたり）	2,480 円

※ 手術を受けた場合、手術保険金（入院中の手術：入院保険金日額の 10 倍、外来の手術：入院保険金日額の 5 倍）をお支払いします。（一部の軽微な手術は対象外です。）

※ 年間保険料は、1 口あたり 2,480 円×口数×人数となります。

※ 正規従業員は全員加入いただきます。（パート・アルバイトを含めることができます。）

お支払事例と事故事例



プールの階段から落下し骨折、
通院した。

【お支払保険金（例）】
46万円

- ・通勤中に自動車と接触し、入院した。
- ・プール内で走ってきた子供との接触を避けようとして転び、通院した。
- ・プール清掃中に滑って転び、入院した。

4 労働災害総合保険

コーチ・従業員の就業中、通勤途上における業務上災害への備えとなる保険です。

政府労災保険の加入者が対象であり、政府労災保険で給付対象となる場合にかぎり保険金をお支払いします。

特 色

1. 政府労災保険の上乗せ補償制度（従業員の福利厚生のために）

コーチ・従業員の方の福利厚生に役立ち、労使間の安定や優秀な人材の採用・定着率向上に寄与します。

2. 安定した経営のために

この保険では、コーチ・従業員が被った労働災害につき、貴社がその従業員またはその遺族に対して政府労災の上乗せとして支給する補償金を保険金としてクラブにお支払いします。

3. 従業員の入れ替わり手続き不要

無記名でご契約ができ、従業員の入れ替わりの都度の通知は不要です。

概 要（保険料と保険金額）

保険期間：1 年 事業種類コード：94 過去の損害率による割引 40%適用 一時払

ご加入タイプ		A	B	C	D
保 険 金 額	死 亡	500 万円	1,000 万円	1,500 万円	2,000 万円
	後遺障害 1 級	500 万円	1,000 万円	1,500 万円	2,000 万円
	後遺障害 2 級	500 万円	1,000 万円	1,500 万円	2,000 万円
	後遺障害 3 級	500 万円	1,000 万円	1,500 万円	2,000 万円
	後遺障害 4 級	400 万円	800 万円	1,200 万円	1,600 万円
	後遺障害 5 級	350 万円	700 万円	1,050 万円	1,400 万円
	後遺障害 6 級	300 万円	600 万円	900 万円	1,200 万円
	後遺障害 7 級	250 万円	500 万円	750 万円	1,000 万円
	後遺障害 8 級	200 万円	400 万円	600 万円	800 万円
	後遺障害 9 級	150 万円	300 万円	450 万円	600 万円
	後遺障害 10 級	100 万円	200 万円	300 万円	400 万円
	後遺障害 11 級	50 万円	100 万円	150 万円	200 万円
	後遺障害 12 級	30 万円	60 万円	90 万円	120 万円
	後遺障害 13 級	20 万円	40 万円	60 万円	80 万円
	後遺障害 14 級	10 万円	20 万円	30 万円	40 万円
	休 業※	1 日 3,000 円	1 日 3,000 円	1 日 3,000 円	1 日 3,000 円
年間保険料（従業員 1 名につき）		2,100 円	3,030 円	3,980 円	4,910 円

※業務上災害と通勤災害の保険金額は同額となります。

※労災事故により休業し、賃金を受けない日の第 4 日目以降がお支払いの対象となります。

〈例〉コーチ、従業員数 20 名で、D タイプにご加入された場合

年間保険料 = 4,910 円 × 20 名 = 98,200 円

この保険は、政府労災保険の上乗せ保険ですので、政府労災の申請人数で、ご加入ください。

なお、正規従業員以外の派遣コーチ、アルバイトを含むか、含まないかについて加入依頼書に○をつけてください。

含む場合……政府労災「労働保険概算確定保険料申告書」上の「常時使用労働者数」でご加入ください。

含まない場合… // // // 「雇用保険被保険者数」でご加入ください。

保険金請求時には、政府労災保険加入事業主並びに、政府労災保険への保険金請求書類一式のコピーなどをご提出いただきます。

5 個人情報取扱事業者保険

個人情報漏えいしたこと、またはそのおそれが生じたことによりスイミングクラブが負担する損害を補償します。

1. 第三者への損害賠償に関する補償

マイナンバーのみの漏えいも補償の対象になります！

法律上の損害賠償金

弁護士費用等の争訟費用

など

2. ブランドプロテクト費用（企業ブランド価値のき損を防止・軽減するための補償）

謝罪会見費用

被害者へのお詫び状の作成、送付費用

コンサルティング費用

など

3. ホームページ運営・コンピューターウイルスに起因する損害の補償

ホームページの運営・管理において第三者の人格権または著作権を侵害した場合の損害賠償費用

発信した電子メールなどで第三者をコンピューターウイルス感染させた場合の損害賠償費用

4. 緊急時サポート総合サービス（自動付帯サービス）

個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じた場合、ニーズに合わせて選択可能な各サポート機能を準備しています。（ただし、個人情報取扱事業者保険で保険金がお支払いできる場合にかぎりです。）

調査・応急対応
支援機能

（※ラック）

コールセンター
支援機能

（※ベルシステム（ベル24社））

緊急時広報
支援機能

（※ブラップジャパン）

信頼回復
支援機能

（※アイ・エス・レーティング）

※ご利用を希望する規模や期間等により、対応ができない場合もあります。

※本サービスの利用料金は保険金から充当されます。

補償の対象となる方（被保険者）

- ①貴社（記名被保険者） ②貴社の役員

保険料と保険金額

（保険期間1年、一括払）

加入タイプ	A	B	C
保険金の種類	第三者への損害賠償費用 （損害賠償金・その他の費用） 保険期間中 5,000 万円 （損害賠償金の自己負担額は 20 万円）	第三者への損害賠償費用 （損害賠償金・その他の費用） 保険期間中 1 億円 （損害賠償金の自己負担額は 20 万円）	第三者への損害賠償費用 （損害賠償金・その他の費用） 保険期間中 2 億円 （損害賠償金の自己負担額は 20 万円）
売上高	ブランドプロテクト費用 1 事故あたり 500 万円	ブランドプロテクト費用 1 事故あたり 1,000 万円	ブランドプロテクト費用 1 事故あたり 2,000 万円
5,000 万円以下	6,900 円	8,500 円	10,050 円
1 億円以下	13,800 円	17,000 円	20,100 円
1.5 億円以下	20,700 円	25,500 円	30,150 円
2 億円以下	27,600 円	34,000 円	40,200 円
2.5 億円以下	31,400 円	38,680 円	45,730 円
3 億円以下	35,190 円	43,350 円	51,260 円
4 億円以下	42,780 円	52,700 円	62,310 円
5 億円以下	50,370 円	62,050 円	73,370 円

※1 精神的な苦痛に係る損害については、個人情報1件につき30万円を限度として保険金をお支払いします。

※2 企業情報が漏えいした場合の第三者への賠償責任に関する補償は、1,000万円が限度となります。（自己負担額は5万円です。）

※3 ブランドプロテクト費用のお支払い時には縮小して90%が適用されます。

※4 売上高5億円超の場合は藤田組にお問い合わせください。

※5 個人情報の漏えいまたはそのおそれについて事故歴がある場合は、ご加入いただけません。個別に藤田組にお問い合わせください。

※6 従業員の犯罪行為に起因する賠償責任は補償対象外です。

事事故事例

- ・事務所に保管している会員の個人情報を記録したパソコン、CD-Rが盗難にあった。
- ・車上荒らしに遭い、個人情報を記載したリストを盗難された。

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
【施設管理者賠償責任保険】 この保険では、事務所、店舗、工場等さまざまな施設の所有者や管理者、またはイベントの主催者等の監督者が、①施設の構造上の欠陥や管理上の不備が原因で生じた事故、②施設内外で行う生産・販売・サービス業務等の業務遂行に関連して生じた事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 【受託者賠償責任保険】 この保険では、他人から預かった物（受託物）を特定の施設内で保管している間、または施設外で管理している間に、火災・盗難・取扱いの不注等により受託物を損壊したり、盗まれたりしたため、紛失したため、預け主に対して法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 【施設管理者賠償責任保険・受託者賠償責任保険共通】 保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。 ①損害賠償金（治療費、休業補償、慰謝料、修理費等） ②他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をするために支出した費用 ③損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用 ④訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用 ※損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出した費用にかぎります。 ⑤損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用 ⑥他人の身体の障害や財物の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用 1回の事故について、損保ジャパン日本興亜が支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が免責金額（自己負担額）を超過する金額とし、加入者証に記載された保険金額を限度とします。なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。 * 修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。	この保険では、直接であると間接であると問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。 【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】 ①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）に起因する賠償責任 ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任 ④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ⑤記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 ⑥排水または排気（煙または蒸気を含みます。）によって生じた賠償責任 ⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 【賠償責任保険追加条項の免責事由】 ①原子核反応または原子核の崩壊 ②石綿または石綿を含む製品の有害な特性 ③汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任 ④専門職業危険 ・医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体美容または整形に起因する賠償責任 ・弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任 ⑤記名被保険者が所有、使用または管理する財物（注）の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 （注）『管理財物』といい、以下のアからウに限定されています。 ア. 記名被保険者が所有する財物 イ. 記名被保険者が他人から受託している財物（借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物をいいます。） ウ. 所有財物および受託財物以外の作業の対象物 など 【特約条項の免責事由（施設所有管理者特約条項の場合）】 ①施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任 ②航空機、昇降機もしくは自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。）の所有、使用もしくは管理（貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。）に起因する賠償責任または施設外における船、車両（自動車および原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）もしくは動物の所有、使用もしくは管理に起因する賠償責任 ③給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から排出、漏えいまたははたらする液体、気体、蒸気等による財物の損壊に起因する賠償責任 ④屋根、樋（とい）、扉、戸、窓、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任 ⑤仕事の終了後（仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡し後）または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。 ⑥被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任 ⑦支給財物の損壊に起因する賠償責任 ⑧次のアからウに掲げる被保険者が、その被保険者の受託財物を損壊したことに起因する賠償責任 ア. 記名被保険者の役員または使用人 イ. 記名被保険者の下請負人 ウ. 記名被保険者の下請負人の役員または使用人 など 【特約条項の免責事由（受託者特約条項の場合）】 ①保険契約者、被保険者もしくは被保険者の法定代理人またはこれらの者の同居の親族が行い、または加担した盗取または詐欺に起因する賠償責任 ②被保険者、被保険者の法定代理人または被保険者の同居の親族が所有し、または私用に供する財物が損壊し、または盗取もしくは詐欺されたことに起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ③貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨とう品、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型、その他これらに類する受託物が損壊し、または紛失もしくは盗取されたことに起因する賠償責任 ④受託物の自然の消耗または欠陥、受託物本来の性質（自然発火および自然爆発を含みます。）、ねずみ食いもしくは虫食い等に起因する賠償責任 ⑤給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から排出、漏えいまたははたらする液体、気体または蒸気等による財物の損壊に起因する賠償責任 ⑥屋根、樋（とい）、扉、戸、窓、通風筒等から入る雨、雪等による受託物の損壊に起因する賠償責任 ⑦受託物が委託者に引き渡された日から30日を経過した後に発見された受託物の損壊に起因する賠償責任 ⑧自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。）、車両（自動車および原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）、船舶もしくは航空機が法令に定められた資格を持たない者によって運転もしくは操縦されている間、または酒気帯び状態の者によって運転もしくは操縦されている間に発生した損害に起因する賠償責任 など

お支払いする内容

- （被災者傷害見舞費用保険金の支払い）
- (1) 損保ジャパン日本興亜は、下記、（死亡見舞費用保険金の支払）から（通院見舞費用保険金の支払）の規定に従い、事故が発生したために被災者が負担した被災者傷害見舞費用の額を、被災者傷害見舞費用保険金（注）として支払います。
- (2) 被災者が急激かつ偶然な外来の事故による傷害を被った時に、すでに存在していた身体障害もしくは疾病の影響により、またはその傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により傷害が重大となった場合は、損保ジャパン日本興亜は、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払います。
- (3) 正当な理由がなく被災者が治療を怠り、または保険契約者、被保険者もしくは被災者傷害見舞費用保険金の支払を受けるべき者が治療をささなかったために傷害が重大となった場合も、(2)と同様の方法で被災者傷害見舞費用保険金を支払います。
- (注) 被災者傷害見舞費用保険金
死亡見舞費用保険金、後遺障害見舞費用保険金、入院見舞費用保険金、手術見舞費用保険金および通院見舞費用保険金をいいます。
- （死亡見舞費用保険金の支払い）
- 損保ジャパン日本興亜は、被災者が急激かつ偶然な外来の事故による傷害の直接の結果として、事故の日（被災者が傷害を被った日）をいいます。以下同様とします。からその日を含めて 180 日以内に死亡し、被保険者が被災者傷害見舞費用を支払った場合には、被災者 1 名につき保険証券記載の死亡・後遺障害見舞費用保険金額（注）を限度として、被災者傷害見舞費用の額を死亡見舞費用保険金として支払います。
- (注) 死亡・後遺障害見舞費用保険金額
その被災者について、同一事故による傷害に対して、すでに支払った後遺障害見舞費用保険金がある場合は、死亡・後遺障害見舞費用保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。
- （後遺障害見舞費用保険金の支払い）
- (1) 損保ジャパン日本興亜は、被災者が急激かつ偶然な外来の事故による傷害の直接の結果として、事故の日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害が生じ、被保険者が被災者傷害見舞費用を支払った場合には、被災者 1 名につき保険証券記載の死亡・後遺障害見舞費用保険金額に別表 2（注 1）の(1)から(10)に掲げる割合を乗じた額を限度として、被災者傷害見舞費用の額を後遺障害見舞費用保険金として支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、被災者が事故の日からその日を含めて 180 日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、損保ジャパン日本興亜は、事故の日からその日を含めて 181 日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害見舞費用保険金を支払います。
- (3) (1)のうち別表 2（注 1）の(1)から(10)までに掲げていない後遺障害に対しては、被災者の職業、年齢、社会的地位等に関係なく身体障害の程度に応じ、かつ、別表 2（注 1）の(1)から(10)までの区分に準じ、後遺障害見舞費用保険金の支払額を決定します。ただし、別表 2（注 1）の(1)③および④、(2)③、(4)④ならびに(5)②に規定する機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害見舞費用保険金を支払いません。
- (4) 同一事故により 2 種以上の後遺障害が生じた場合には、損保ジャパン日本興亜は、その各々に対して(1)から(3)の規定を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表 2（注 1）の(7)から(9)に規定する上肢（注 2）または下肢（注 3）の後遺障害に対しては、1 肢ごとの後遺障害見舞費用保険金は、死亡・後遺障害見舞費用保険金額の 60%を限度とします。
- (5) (1)から(4)までの規定に基づいて、損保ジャパン日本興亜が支払うべき後遺障害見舞費用保険金の額は、被災者 1 名につき保険証券記載の死亡・後遺障害見舞費用保険金額を限度とします。
- (注 1) 別表の内容は取扱代理店までお問い合わせください。
- (注 2) 上肢 腕および手をいいます。
- (注 3) 下肢 脚および足をいいます。
- （入院見舞費用保険金および手術見舞費用保険金の支払い）
- (1) 損保ジャパン日本興亜は、被災者が急激かつ偶然な外来の事故による傷害の直接の結果として、事故の日からその日を含めて 180 日以内に生活機能または業務能力の減失をきたし、かつ、医師の治療を受け、被保険者が被災者傷害見舞費用を支払った場合には、被災者 1 名につき上記の状態にある期間に応じて、入院日数 1 日につき保険証券記載の入院見舞費用保険金日額を限度として、被災者傷害見舞費用の額を入院見舞費用保険金として支払います。ただし、事故の日からその日を含めて 180 日を経過した後の入院に対しては、その日数を入院日数に含めません。
- (2) (1)にいう「生活機能または業務能力の減失」とは、次の①または②に掲げる状態をいいます。
- ① 医師の指示に基づき病院または診療所に入院し、かつ、平常の業務に従事できない状態
- ② 別表 3（注 1）に定める①から⑧のいずれかに該当し、かつ、医師の治療を受けている状態
- (3) 被災者が(1)の被災者傷害見舞費用の支払を受けられる期間中にさらに(1)の被害者傷害見舞費用の支払いを受けることができる他の傷害を被った場合においても、損保ジャパン日本興亜は、重複して入院見舞費用保険金を支払いません。
- (4) 損保ジャパン日本興亜は、同一事故により同一の被災者に生じた傷害に対して、入院見舞費用保険金と死亡見舞費用保険金または入院見舞費用保険金と後遺障害見舞費用保険金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。
- (5) 損保ジャパン日本興亜は、入院見舞費用保険金が支払われる場合に、被災者が事故の日からその日を含めて 180 日以内に病院または診療所において、入院見舞費用保険金を支払うべき傷害の治療を直接の目的として別表 5（注 1）に掲げる手術を受け、被保険者が被災者傷害見舞費用を支払った場合には、入院見舞費用保険金日額に手術の種類に応じて別表 5（注 1）に掲げる倍率（注 2）を乗じた額を限度として、被災者傷害見舞費用の額を手術見舞費用保険金として被保険者に支払います。ただし、1 事故に基づく傷害について、1 回の手術にかぎりず。
- (6) (1)の期間には、臓器移植に関する法律の規定によって、医師により「脳死した者の身体」の判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注 3）であるときは、その処置日数を含みます。
- (注 1) 別表の内容は取扱代理店までお問い合わせください。
- (注 2) 倍率 1 事故に基づく傷害に対して 2 以上の手術を受けた場合は、そのうち最も高い倍率とします。
- (注 3) 処置 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる措置を含みます。
- （通院見舞費用保険金の支払い）
- (1) 損保ジャパン日本興亜は、被災者が急激かつ偶然な外来の事故による傷害の直接の結果として、生活機能または業務能力の減少をきたし、かつ、入院によらないで医師の治療を受け、被保険者が被災者傷害見舞費用を支払った場合には、被災者 1 名につきその通院日数（往診日数を含みます。以下同様とします。）に応じて、通院日数（注）1 日につき保険証券記載の通院見舞費用保険金日額を限度として、被災者傷害見舞費用の額を通院見舞費用保険金として支払います。ただし、平常の生活または業務に従事することに支障がない程度になおった時以降の通院に対しては、その日数を通院日数に含めません。
- (2) (1)の治療の期間において、通院しない場合であっても、骨折等の傷害を被った部位を固定するために医師の指示によりギプス等を常時装着した結果、平常の業務に従事することがまたは平常の生活に著しい支障が生じたときは、その日数については、(1)の通院日数に含めます。
- (3) 損保ジャパン日本興亜は、(1)および(2)の規定にかかわらず、前条に規定する入院見舞費用保険金が支払われる期間中の通院および事故の日から、その日を含めて 180 日を経過した後の通院については、(1)の通院日数に含めません。
- (4) 被災者が(1)の被災者傷害見舞費用保険金の支払を受けられる期間中、にさらに(1)の被害者傷害見舞費用の支払いを受けることが出来る傷害を被った場合においても、損保ジャパン日本興亜は、重複して通院見舞費用保険金を支払いません。
- (5) 損保ジャパン日本興亜は、同一事故により同一の被災者に生じた傷害に対して、通院見舞費用保険金と死亡見舞費用保険金または通院見舞費用保険金と後遺障害見舞費用保険金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。
- (注) 通院日数 90 日を超える場合は 90 日とします。

お支払いの対象とならない主な事故

- ① 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意または重大な過失
- ② 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合において、その者またはその者の法定代理人（その者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意または重大な過失。ただし、他の者が受け取るべき金額については、この規定は適用しません。
- ③ 地震、噴火またはこれらによる津波
- ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- ⑤ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑥ 上記③から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑦ 上記⑤以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑧ 被災者・被傷者の故意または重大な過失
- ⑨ 被災者・被傷者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ⑩ 次のアからウまでのいずれかの事由
ア 被災者・被傷者が法令に定められた運転資格（注）を持たないで自動車または原動機付自転車（以下「自動車等」といいます。）を運転したこと。
(注) 運転資格 運転する地における法令によるものをいいます。
イ 被災者・被傷者が道路交通法に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転したこと。
ウ 被災者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転したこと。
- ⑪ 被災者・被傷者の脳疾患、疾病または心臓喪失
- ⑫ 被災者・被傷者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置。ただし、損保ジャパン日本興亜が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合は、この規定は適用しません。
- ⑬ 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染。ただし、環境汚染の発生が不測かつ突発的事故による場合は、この規定は適用しません。
- ⑭ 被災者・被傷者が頸（けい）部症候群（注 1）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見（注 2）のないものについて、被保険者が負担した被災者対応費用および被災者傷害見舞費用、傷害見舞費用に対しては、その症状の原因がいかなるものであっても、保険金を支払いません。
(注 1) いわゆる「むちうち症」をいいます。
(注 2) 理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。など
- (注) 上記の【被災者対応費用、被災者傷害見舞費用、傷害見舞費用について】の⑧～⑪については、その被災者についてはのみが保険金のお支払対象外になります。
- ⑮ 柔道・空手・合気道・少林寺拳法・ボクシング・レスリングその他これらに類似の格闘技の練習中・試合中に被ったケガ など

ご 注 意

- 賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご照会ください。
- 加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
- この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
- この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパン日本興亜は日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
- 保険料算出の基礎となる売上高、賃金、入場者、領収金、請負金額、完成工事高等の、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入依頼書等の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
- 保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。
- 加入者証は大切に保管してください。なお、ご加入のお申し込み日から2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- この保険の保険期間(保険のご契約期間)は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合に限り、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。
補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜まで申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパン日本興亜の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただきますことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 保険責任は保険期間の初日の午後4時(※)に始まり、末日の午後4時(※)に終わります。
(※)加入依頼書等またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。
- 実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
- この保険の最低保険料(注)は加入依頼書等に記載しておりますので、ご契約の際にご確認ください。
(注)最低保険料とは、この保険を解約した場合、または、概算保険料方式でご契約いただいた場合の確定精算時に、最低限お支払いいただく保険料をいいます。
- 「保険料の確定に関する追加条項」をセットする確定保険料方式のご契約については、保険料をお客さまの最近の会計年度における保険料算出基礎数字により算出します。確定保険料方式でご加入いただきます場合、最近の会計年度の保険料算出基礎数字については、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。
- 取扱代理店は損保ジャパン日本興亜との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパン日本興亜と直接契約されたものとなります。

ご加入にあたってのご注意

●告知義務(ご契約締結時における注意事項)

- (1)保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパン日本興亜に事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

<告知事項>

加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて

- (2)保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

(注)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

- ①記名被保険者
(追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。)
- ②業務内容
- ③損保ジャパン日本興亜が加入依頼書以外の書面で告知を求めた事項
- ④その他証券記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数字を記載する場合はその内容

●告知義務(ご契約締結後における注意事項)

- (1)保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)

- (注)加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知が必要となります。

- (2)以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパン日本興亜からの重要なご連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

- (3)ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くなかったときを除きます。
- (4)重大事由による解除等
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。
 - <1>事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
 - <2>上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - <3>損害賠償の請求の内容
2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をしてください。
3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパン日本興亜の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパン日本興亜に通知してください。
6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
7. 上記の1.～6.のほか、損保ジャパン日本興亜が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパン日本興亜の損害の調査に協力をお願いします。

- 示談交渉は必ず損保ジャパン日本興亜とご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

- この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。

- 保険金のご請求にあたっては、P27の書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

- 損保ジャパン日本興亜は、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

- ①公的機関による捜査や調査結果の照会 ②専門機関による鑑定結果の照会
 - ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査 ④日本国外での調査 ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
- 上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

- 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパン日本興亜の確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

- 賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

- 被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパン日本興亜から直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。
ご加入になる前に必ずお読みいただけますようお願いいたします。
【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。
また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

2

国内旅行総合保険のあらまし（契約概要のご説明）

- 商品の仕組み : この商品は傷害保険普通保険約款に国内旅行傷害保険特約等をセットしたものです。
- 保険期間 : 平成30年4月1日午前0時から平成31年3月31日午後12時までのうち、国内旅行のため住居を出発してから住居に帰着するまでの国内旅行行程中が補償期間となります。
- 引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等 : 引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
 - 加入対象者 : 一般社団法人日本スイミングクラブ協会加盟のクラブ
 - 被保険者 : 一般社団法人日本スイミングクラブ協会加盟クラブに所属する従業員・会員・ビジターなど
※加入した方のみが保険の対象となります。
 - お支払方法 : 包括契約につき、当月内に報告いただいた保険料をまとめて翌月 20 日までに請求書にもとづきお振込みいただきます。
 - お手続方法 : 旅行出発までに、旅行者の氏名・生年月日・旅行期間を別紙報告書で通知してください。
- 満期返れい金・契約者配当金 : この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

国内旅行総合保険補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

日本国内旅行中の思いがけない事故によるケガ(※)を補償します。

(※) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます(細菌性食中毒、ウイルス性食中毒も含みます。)

●保険期間の開始日より前に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注) 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	旅行行程中に日本国内において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 $\text{死亡保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額の全額}$	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転
後遺障害保険金	旅行行程中に日本国内において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の 4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 $\text{後遺障害保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額} \times \text{後遺障害の程度に応じた割合 (4\% \sim 100\%)}$	④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置
入院保険金	旅行行程中に日本国内において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内の入院日数に対し、1 日につき入院保険金日額をお支払いします。 $\text{入院保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times \text{入院日数 (事故の発生の日から 180 日以内)}$	⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 (天災危険補償特約をセットしない場合)
手術保険金	旅行行程中に日本国内において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1 事故につき 1 回の手術にかぎります。なお、1 事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、＜入院中に受けた手術の場合＞の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※2) $\begin{aligned} &\text{＜入院中に受けた手術の場合＞} \quad \text{手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times 10 (\text{倍}) \\ &\text{＜外来で受けた手術の場合＞} \quad \text{手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times 5 (\text{倍}) \end{aligned}$ (※1) 以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 (あらかじめ割増保険料をお支払いいただいたときは、お支払いの対象となります。)
通院保険金	旅行行程中に日本国内において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内の通院日数に対し、90 日を限度として、1 日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 $\text{通院保険金の額} = \text{通院保険金日額} \times \text{通院日数 (事故の発生の日から 180 日以内の 90 日限度)}$ (注1) 通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靱帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギブス等を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (注2) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。

③ 普通傷害保険のあらまし（契約概要のご説明）

- 商品の仕組み : この商品は傷害保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者 : 一般社団法人日本スイミングクラブ協会加盟のクラブ
- 保険期間 : 平成30年4月1日午後4時から1年間となります。
- 申込締切日 : 平成30年3月12日
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等: 引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者 : 一般社団法人日本スイミングクラブ協会加盟のクラブ
- 被保険者 : 一般社団法人日本スイミングクラブ協会加盟クラブの従業員・アルバイト・パート全員（名簿の備え付けが必要です。）
- お支払方法 : 平成30年3月19日までに指定口座へお振込みください。
- お手続方法 : 添付の加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、ご加入窓口の藤田組までご送付ください。
ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。
- 中途加入 : 保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月末日までの受付分は受付日の翌月1日から平成31年4月1日午後4時までとなります。
- 満期返れい金・契約者配当金 : この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

普通傷害保険の補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ(※1)(※2)をされた場合に、保険金をお支払いします。

(※1) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

(※2) 「就業中のみの危険補償特約セット」

被保険者がその職業または職務に従事している間(通勤途上を含みます。)に被ったケガにかぎり、保険金をお支払いします。

(注) 保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注) 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ただし、保険金をお支払いしないのはその被保険者の被った傷害にかぎります。
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%～100%)	③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ただし、保険金をお支払いしないのはその被保険者の被った傷害にかぎります。
入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額＝入院保険金日額×入院日数(事故の発生の日から180日以内)	④脳疾患、疾病または心神喪失 ただし、保険金をお支払いしないのはその被保険者の被った傷害にかぎります。
手術保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。 なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、＜入院中に受けた手術の場合＞の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※2) ＜入院中に受けた手術の場合＞ 手術保険金の額＝入院保険金日額×10(倍) ＜外来で受けた手術の場合＞ 手術保険金の額＝入院保険金日額×5(倍) (※1) 以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。の間の事故 など (※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に關して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 (※2) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額＝通院保険金日額×通院日数(事故の発生の日から180日以内の90日限度) (注1) 通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靱帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等を常時装着したときはその日数について通院したものと同みなします。 (注2) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	

国内旅行総合・普通傷害保険の用語のご説明

用語	用語の定義
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html)
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
旅行行程	加入依頼書等記載の旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程をいいます。

国内旅行総合・普通傷害保険ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

1. ご加入時における注意事項(告知義務等)

【国内旅行総合保険・普通傷害保険の共通項目】

- ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
 - 加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパン日本興亜が公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
 - ご契約者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
- (※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパン日本興亜が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。

【普通傷害保険】

★被保険者の職業または職務

★被保険者の人数

★他の保険契約等(※)の加入状況

【国内旅行総合保険】

★他の保険契約等(※)の加入状況

(※)「他の保険契約等」とは、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

*告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

【国内旅行総合保険】

- 保険期間は、国内旅行のために住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程にあわせて設定してください。この保険の保険期間は最長で1か月までとなります。

2. ご加入後における留意事項(通知義務等)

【国内旅行総合保険・普通傷害保険の共通項目】

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。
- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
 - ＜被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について＞
被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。
あらかじめご了承ください。
- 保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

【普通傷害保険】

- 加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知いただく義務(通知義務)があります。
 - 変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
 - 追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
 - この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

- 被保険者の人数が増加または減少となる場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知いただく義務(通知義務)があります。
- ご通知いただいた内容に基づき、保険料を請求または返還します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。

3. 責任開始期

【国内旅行総合保険】

保険責任は保険期間初日の午前0時に始まります。保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜が保険料を領収する前、旅行行程が開始する前、旅行行程が終了した後に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

*中途加入の場合は、毎月末日までの受付分は受付日の翌月1日に保険責任が始まります。

【普通傷害保険】

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。

*中途加入の場合は、毎月末日までの受付分は受付日の翌月1日に保険責任が始まります。

4. 事故がおきた場合の取扱い

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 保険金のご請求にあたっては、P27に掲げる書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

5. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

6. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。

【国内旅行総合保険】

脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間(保険期間のうちいまだ過ぎていない期間)の保険料を返れいする場合があります。

【普通傷害保険】

脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間(保険期間のうちいまだ過ぎていない期間)の保険料を返れいする場合があります。

(注)ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。
なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- ☐ 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約
- ☐ 保険金額
- ☐ 保険期間
- ☐ 保険料、保険料払込方法
- ☐ 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかどうかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。

- ☐ 被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。
- ☐ パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。

【普通傷害保険】

- ☐ 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

もう一度
ご確認ください。



職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つるの製品製造業者、漁業業者、建設業者（高所作業の有無を問いません。）、採鉱・採石業者、自動車運転者（バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者）、農林業業者

※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。
※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）の方等についてはお引き受けできません。

3. お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

- ☐ 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

施設管理者・受託者賠償責任保険・労災総合保険・国内旅行総合・普通傷害保険共通のご注意事項

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. 複数の保険会社による共同保険契約の締結

この保険契約はスィミングクラブ保険・労災総合保険のみ複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。
幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。
引受割合については取扱代理店までお問い合わせください。

引 受 保 険 会 社
損害保険ジャパン日本興亜株式会社（幹事）
東京海上日動火災保険株式会社
三井住友海上火災保険株式会社

3. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

- (1) 保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。
- (2) 保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割（注）までが補償されます。
（注）保険期間が5年を超える、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなることがあります。

賠償責任保険と労災総合保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合に限り、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合には、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

4. 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。
- 損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト（<http://www.sjnk.co.jp/>）に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜営業店までお問い合わせ願います。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

④ 労働災害総合保険（法定外補償条項）のあらまし

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
●被保険者(注1)の被用者(注2)が業務上災害(注3)によって身体障害(死亡、後遺障害、負傷、疾病)を被った場合に、政府労災保険等(注4)の上乗せとして、被保険者が被災した被用者またはその遺族に補償金を支払うことによって被る損害について、被保険者に保険金(死亡補償保険金、後遺障害補償保険金、休業補償保険金)をお支払いします。 (注1)被保険者とは、事業主(企業)をいいます。 (注2)被用者とは、事業場において被保険者に使用され、賃金を支払われる者(正規従業員、アルバイト、パートタイマー等)のうち加入者証に記載された者をいいます。役員、個人事業主、海外駐在員、下請業者の従業員等の事故については、特約条項を付帯することにより保険の対象にできる場合があります。 (注3)通勤途上(出勤および退勤)の災害については、「通勤災害担保特約条項」をセットすることで保険金お支払いの対象となります。 (注4)被保険者の事業について、政府の管掌する労働者災害補償保険等(以下「政府労災保険等」といいます。)の保険関係が成立していることが必要です。 ●この保険は、政府労災保険等の保険給付が決定されることが、保険金お支払いの要件となります。また、業務上災害の認定、後遺障害の等級および休業の期間などについては、政府労災保険などの認定に従います。	●保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。詳細につきましては、取扱代理店にご照会ください。 ①契約者もしくは被保険者またはこれらの事業場の責任者の故意による被用者の身体障害 ②地震、噴火またはこれらによる津波による被用者の身体障害(天災危険担保特約条項をセットしない場合) ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動による被用者の身体障害 ④核燃料物質の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用による被用者の身体障害 ⑤風土病による被用者の身体障害 ⑥職業性疾病による被用者の身体障害(職業性疾病担保特約条項をセットしない場合) ⑦石綿(アスベスト)または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する被用者の身体障害 ⑧被保険者の下請負人またはその被用者が被った身体障害(下請負人担保特約条項をセットしない場合) ⑨被用者の無資格運転または酒酔運転によるその被用者本人の身体障害 ⑩賃金を受けない日の第3日目までの休業に対する休業補償保険金および損害賠償金 など

ご加入の際にご注意いただくこと	
●ご加入の際は、加入依頼書の記載内容に間違いがないか十分にご確認ください。 ●特に、保険料算出基礎数字となる平均被用者数、賃金総額、完成工事高、請負金額等の保険料計算に関係する事項につきましては、加入依頼書の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。 ●法定外補償規定(被用者に対し政府労災保険等の給付のほかに一定の災害補償を行うことを目的とする労働協約、就業規則、災害補償規定等をいいます。)を定めているかどうかお申し出ください。規定を定めている場合は、法定外補償条項については、規定に定める補償額の範囲内で保険金額を設定してください。	●保険契約者または被保険者の方には、ご加入の際、告知事項(加入依頼書および付属書類の記載事項すべて)について、損保ジャパン日本興亜に事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。 ●保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。 (注)被保険者、対象とする被用者の範囲、他の保険契約等のことをいいます。

その他ご注意いただくこと	
●法定外補償条項について被保険者にお支払いする保険金は、その全額を被用者またはその遺族に支払わなければなりません。その際、被用者またはその遺族から補償金受領書の取り付けが必要となります。 ●同一の被用者が被った身体障害については、死亡補償保険金と後遺障害補償保険金の重複支払いは行わず、いずれか高い金額を限度とします。 ●休業補償保険金は、休業して賃金を受けない第4日目以降の休業を対象とし、1,092日分を限度とします。 ●以下の場合には、あらかじめ(注)取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。 ①加入依頼書および付属書類の記載事項に変更が発生する場合(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。) ②法定外補償規定の新設または変更をする場合 (注)加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知が必要となります。(ただし、その事実がなくなった場合には、損保ジャパン日本興亜まで通知する必要はありません。) ●ご加入者の住所などを変更される場合にも、取扱代理店までご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパン日本興亜からの重要なご連絡ができないことがあります。 ●重大事由による解除等 ●損害保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。 ●加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合には、損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。 ●この保険の保険料を定めるために用いる「保険料算出基礎」は、被保険者の最近の労働保険年度(建設事業以外の場合)または会計年度(建設事業の場合)における保険料算出基礎数値(平均被用者数、賃金総額、完成工事高、請負金額等)となっており、保険期間終了後の保険料の精算はありません。 (注)ご加入時に、保険料算出基礎数字(平均被用者数、賃金総額、完成工事高、請負金額等)につきましては正確にご申告ください。 ●万一事故が発生した場合は、以下を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下を履行しなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。 1. 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。 <1>事故発生の日時、場所および状況ならびに身体障害を被った被用者の住所・氏名・身体障害の程度 <2>損害賠償の請求を受けた場合は、その内容 2. 身体障害の発生および拡大の防止に努めてください。 3. 第三者に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。 4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパン日本興亜の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。 5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパン日本興亜に通知してください。 6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。 7. 上記1から6のほか、損保ジャパン日本興亜が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパン日本興亜の損害の調査に協力をお願いします。 ●損保ジャパン日本興亜は、被保険者が保険金請求の手続きを完了した日からその日を含めて30日以内に、保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパン日本興亜は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。 ●保険金のご請求にあたっては、P27のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。	

⑤ 個人情報取扱事業者保険のあらまし

保険金をお支払いできない主な場合

<業務過誤賠償責任保険普通約款>

- ①被保険者の故意または他人に損害を与えることを予見しながら行った行為に起因する損害賠償請求
- ②被保険者またはその使用人等の犯罪行為(刑を科せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑を科せられなかった行為を含みます。(ただし、過失犯を除きます。))に起因する損害賠償請求
※本制度においては特約の付帯(全加入者に基本セット)により使用人の犯罪行為は対象となっております
- ③法令に違反することを被保険者が認識しながら(認識していたと判断できる合理的な理由を含みます。)行った行為に起因する損害賠償請求
- ④被保険者が違法に私的な利益を得た行為または違法に便宜を供与された行為に起因する損害賠償請求
- ⑤身体障害や財物の損壊に伴う損害
- ⑥あらかじめ設定した遡及日(保険証券記載の遡及日をいいます。)より前に生じた個人情報の漏えいまたはそのおそれに起因する損害賠償請求
- ⑦通常の業務の範囲でない行為に起因する損害賠償請求
- ⑧被保険者と世帯を同じくする親族からの損害賠償請求
- ⑨直接であると間接であるとを問わず、採用、雇用、または解雇に関して行われた不当行為に起因する損害賠償請求
- ⑩他の被保険者からなされた損害賠償請求

<個人情報取扱事業者特約条項>

- ①個人情報の利用目的(被保険者が本人に通知し、または公表する個人情報の利用目的)の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱いに起因する損害賠償請求
- ②偽りその他不正な手段により取得した個人情報の取扱いに起因する損害賠償請求
- ③サーバーおよびその他記憶媒体に記録された個人情報データベース等に有効なアクセス制限が設けられていないことに起因する損害賠償請求
- ④個人情報の取扱いが法令に違反し、主務大臣等により是正の勧告、命令等がなされた場合に、その後被保険者から必要かつ適正な措置を完了するまでの間に新たに発生したその違反に起因する個人情報の漏えいまたはそのおそれによる損害賠償請求
- ⑤記名被保険者の役員に関する個人情報が漏えいしたことによる損害賠償請求
- ⑥被保険者が本人に対して個人情報の利用目的またはその変更を通知・公表しないことに起因する損害賠償請求
- ⑦被保険者が第三者へ個人データを提供したり、その取扱いを委託したことが、個人情報の漏えいに該当するとしてなされた損害賠償請求
- ⑧被保険者が第三者から個人データを提供され、その取扱いを委託されたことが、個人情報の漏えいに該当するとしてなされた損害賠償請求
- ⑨個人データが正確でない、または最新の情報でないことにより加重された賠償責任
- ⑩契約違反による違約金支払規定により加重された賠償責任

<企業情報漏えい担保追加条項>

- ①クレジットカード番号、口座番号等が漏えいし、それらの番号が不正に使用されたことによって生じた経済的損失に起因する損害賠償請求
- ②被保険者が労働者派遣事業を行っている場合、派遣労働者が派遣先で行った行為に起因する損害賠償請求
- ③被保険者が第三者に対して企業情報を提供し、その取扱いを委託したことが企業情報漏えいに該当するとしてなされた損害賠償請求
- ④被保険者が第三者から企業情報を提供され、その取扱いを委託されたことが、企業情報漏えいに該当するとしてなされた損害賠償請求
- ⑤企業情報を共同利用している場合において、共同利用している間に企業情報漏えいが発生することによって生じた経済的損失に起因する損害賠償請求
- ⑥契約上加重された責任または保証に起因する損害賠償請求、対象業務の履行遅滞または履行不能に起因する損害賠償請求
- ⑦虚偽その他不正な手段により取得した企業情報を漏えいさせたことに起因する損害賠償請求
- ⑧サーバーに記録された企業情報に有効なアクセス制限等が設けられていないことに起因する損害賠償請求
- ⑨企業情報が正確でない、または最新の情報でないことにより加重された賠償責任

など

※上記以外にも保険金をお支払いできない場合があります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

ご確認いただきたいこと

- 賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご照会ください。
- 加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
- この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
- この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパン日本興亜は日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
- 保険料算出の基礎となる経常収益等のお客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入依頼書等の記載事項が事実と異なっていないか、十分に確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
- 保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。
- 加入者証は大切に保管してください。なお、ご加入のお申し込み日から1か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)(またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。))である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

- ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜まで申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパン日本興亜の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)について
営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。なお、クーリングオフとはご契約のお申込み後であってもお客さまがご契約を申し込まれた日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回をすることができることをいいます。なお、次のご契約はクーリングオフのお申し出ができませんのでご注意ください。

- ① 保険期間が1年以内のご契約
 - ② 営業または事業のためのご契約
 - ③ 法人または社団・財団等が締結したご契約
 - ④ 保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

- 保険責任は保険期間の初日の午後4時(※)に始まり、末日の午後4時(※)に終わります。
(※)加入依頼書またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。
- 実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
- この保険の保険期間(保険のご契約期間)は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
- 「保険料の確定に関する追加条項」をセットする確定保険料方式のご契約については、保険料をお客さまの最近の会計年度における経常収益等により算出します。確定保険料方式でご加入いただきます場合、保険料算出の基礎数字となる最近の会計年度の経常収益等については、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。

ご加入にあたってのご注意

●告知義務(ご契約締結時における注意事項)

- (1)保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパン日本興亜に事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

<告知事項>

加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて

- (2)保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

(注)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

- ①記名被保険者
(追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。)
- ②業務内容
- ③損保ジャパン日本興亜が加入依頼書以外の書面で告知を求めた事項
- ④その他証券記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数字を記載する場合はその内容

●通知義務(ご契約締結後における注意事項)

- (1)保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合
(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)

- (注)加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知が必要となります。

- (2)以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパン日本興亜からの重要なお連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

- (3)ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。

- (4)重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。

<1>事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称

<2>上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称

<3>損害賠償の請求の内容

2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をしてください。

3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。

4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパン日本興亜の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。

5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパン日本興亜に通知してください。

6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。

7. 上記の1.～6.のほか、損保ジャパン日本興亜が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパン日本興亜の損害の調査に協力をお願いします。

- この保険では、損保ジャパン日本興亜が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。

- 示談交渉は必ず損保ジャパン日本興亜とご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

- 保険金のご請求にあたっては、P27の書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

- 損保ジャパン日本興亜は、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

①公的機関による捜査や調査結果の照会

②専門機関による鑑定結果の照会

③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査

④日本国外での調査

⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

- 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパン日本興亜の確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

- 賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

- 被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパン日本興亜から直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

資 料 編 ・ 記 載 例

年 月 日

傷害・賠償・新種保険事故発生状況連絡書 兼 事故証明書

株式会社 藤田組 御中 (Fax 03-3276-7550) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 御中
事故発生後、藤田組宛に Fax 連絡願います。なお、本用紙原本は、後日、藤田組まで、ご郵送願います。

保険事故について、次のとおり通知します。また、私は本件事故について、損害を受けた財物の所有者・被害者（以下「相手方」といいます。）の個人情報の取扱いについて当事者間で以下の事項に合意していることを通知します。

1. 貴社が保険金の支払い、支払いの判断のために、相手方の個人情報を取得、利用すること。
2. 貴社が上記 1. の利用目的のために、本件事故に関する関係先等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。

契約者名(フリガナ)

〒 —

契約者所在地

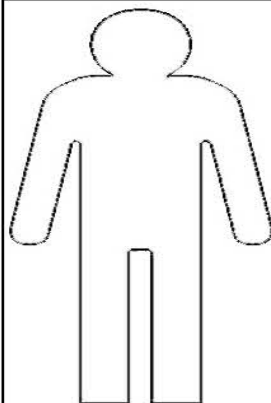
事故連絡者氏名

印

TEL — —

FAX — —

下記の（傷害・賠償事故）は、【管理下・その他（ ）】中の事故に相違ないことを証明します。尚、本件に関して不明な点があれば、ご照会にお答えします。

事故発生日時		年 月 日 (午前・午後) 時 分頃	SC 連絡日:
事故発生場所		() 契約者所在地に同じ 施設名称を記入 → () () 上記以外(具体的に記入ください): ()	
被害の対象	被災者 (ケガ人)	フリガナ 氏名 _____	請求書送付日
		_____ 会員 / その他 _____	
	身体損害 (ケガ・死亡)	年令 () 才 (男性 ・ 女性) (受傷者が未成年の場合には親権者名も記入願います。)	請求書提出日
		親権者名 _____	
		住所 〒 — _____	
財物損害	連絡先 電話番号 — — _____ 被害物: _____ 損害額(見込み): _____		
事故発生状況			
		メモ	
傷病名			
事故発生状況 図		必要に応じ、事故現場の写真も数枚お撮りください。	
		受傷部位	
			

-----代理店使用欄-----

証券番号

記載例

年 月 日

傷害・賠償・新種保険事故発生状況連絡書 兼 事故証明書

株式会社 藤田組 御中 (Fax 03-3276-7550) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 御中
事故発生後、藤田組宛に Fax 連絡願います。なお、本用紙原本は、後日、藤田組まで、ご郵送願います。

保険事故について、次のとおり通知します。また、私は本件事故について、損害を受けた財物の所有者・被害者（以下「相手方」といいます。）の個人情報の取扱いについて当事者間で以下の事項に合意していることを通知します。

- 貴社が保険金の支払い、支払いの判断のために、相手方の個人情報を取得、利用すること。
- 貴社が上記 1. の利用目的のために、本件事故に関する関係先等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。

契約者名(ケガ人) * * くらぶ

〒***-****

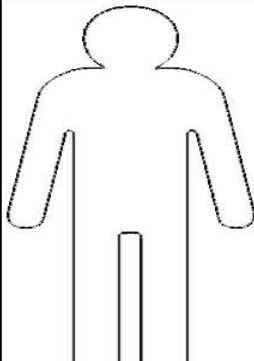
契約者所在地 * * 区 * * 町 1-2-3-4

事故連絡者氏名 * * * *

TEL - - FAX - -

印

下記の（傷害・賠償事故）は、【管理下・その他（ ）】中の事故に相違ないことを証明します。尚、本件に関して不明な点があれば、ご照会にお答えします。

事故発生日時		XX年 XX月XX日 (午前 <u>午後</u>) XX時 XX分頃		SC 連絡日:
事故発生場所		() 契約者所在地に同じ 施設名称を記入 → () (○) 上記以外 (具体的に記入ください: XXXプール内)		
被害の対象	被災者 (ケガ人)	氏名 フ リ ガ ナ ソンボ ハナコ 損保 花子	<u>会員</u> / その他	請求書送付日
		年齢 (XX) 才 (男性・女性)		
		親権者名 (受傷者が未成年の場合には親権者名も記入願います。) 損保 太郎		
	身体損害 (ケガ・死亡)	住所 〒222-XXXX 東京都新宿区南新宿3-XX-XX 連絡先 電話番号 03-3XXXX-3XXX		請求書提出日
	財物損害	被害物: 損害額 (見込み):		
事故発生状況				
		水泳のレッスン中、損保花子ちゃんがプールサイドを走り、転倒した 肘の打撲で、全治1週間程度。		
傷病名				
事故発生状況 図		必要に応じ、事故現場の写真も数枚お撮りください。		
入口 プールサイド プール		この辺りで、 事故発生！ 		

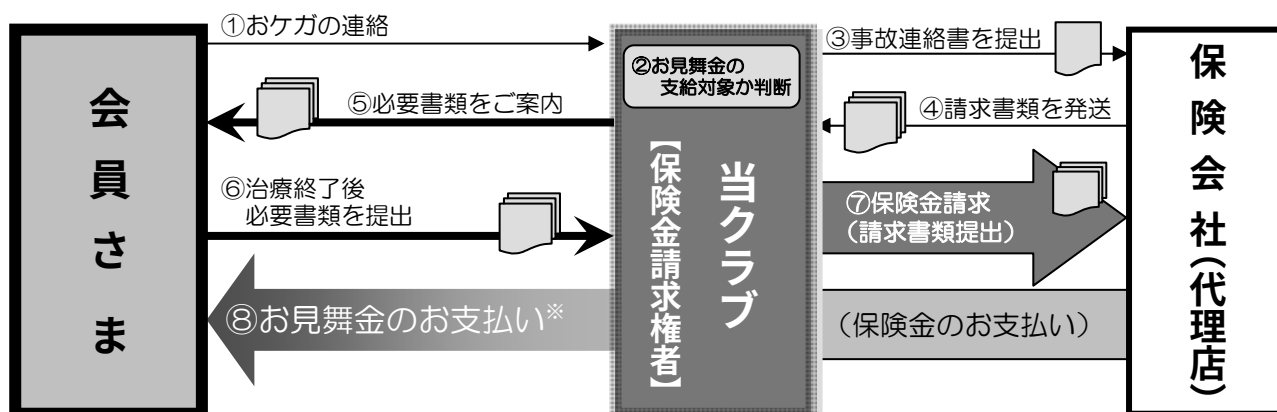
.....代理店使用欄.....

証券番号

スイミングクラブ総合補償制度についてのご案内

この度のおケガにつきましては、心よりお見舞い申し上げます。
この資料は、会員さまが、スイミングクラブ総合補償制度を利用する場合についての案内です。以下の内容をご確認のうえ、お手続きいただきますようお願いいたします。

1 おケガをされて、当クラブからお見舞金をお支払いするまでの流れ



※お見舞金は当クラブより会員さまへお支払いするものですが、原則として保険会社より会員さまのお口座に直接お振込みします。



1. 本補償制度は、治療費の実費をお支払いするものではありません。
また、診断書料、交通費についても、お支払いの対象とはなりません。
ご注意ください！ 2. 保険金請求権者は当クラブとなります。

2 ご用意いただく書類について

以下の書類のうち、○印のついている書類をご用意ください。（『ご説明』を必ずご覧ください。）

書類名称 (正式書類名称)	ご請求額 10万円超	ご請求額 10万円以下	ご 説 明
保険金請求書	—	—	★ <u>当クラブにて記入します。</u> 会員さまにお渡しする入院通院申告書の裏面が保険金請求書となります。当クラブにて記入のうえ、ご提出いただいた書類とあわせて、保険会社へ提出します。
入院通院申告書	○	○	★ <u>会員さまにてご用意ください。</u> ・おケガの内容、お見舞金振込口座等についてご記入ください。 保険金ご請求額（ $\text{入院通院日額} \times \text{入院通院日数}$ ）が10万円以下の場合、診断書の代わりにご利用いただく書類です。 ・「お見舞金振込口座」欄に、お振込先の口座をご記入ください。
診察券コピーまたは 領収書コピー	○	○	★ <u>会員さまにてご用意ください。</u> 医療機関名がわかる診察券または領収書のコピー（1枚で可）をご提出ください。 ※入院・通院申告書にご記入いただければ、提出は不要です。
診断書	○	×	★ <u>会員さまにてご用意ください。</u> <u>ただし、保険金ご請求額（$\text{入院通院日額} \times \text{入院通院日数}$）が10万円以下の場合には不要です。</u> 保険金ご請求額が10万円を超える場合はご用意ください。 なお、診断書料は保険金のお支払対象にはなりませんので、あらかじめご了承ください。 ※他の保険会社等にご提出される診断書がお手元にある場合は、そのコピーを代用できる場合があります。
同意書	○	○	★ <u>会員さまにてご用意ください。</u> 保険会社から医療機関へ、治療内容の確認をする際に必要となります。おケガされた方がご自身でご署名・ご捺印ください。 ただし、おケガされた方が未成年者の場合には、親権者の方がご署名・ご捺印ください。

3 補償内容について

補償対象者

会員さま・ビジターさま

※当クラブ管理下中のおケガが対象です

補償内容

<1> お支払する保険金について

当クラブ管理下中におケガをされた場合で、かつ、当クラブの定める見舞金規定にしたがいお見舞金をお支払いする場合に、保険会社を通じて以下の保険金がお支払されます。

保険金の種類	保険金をお支払する主な場合
①入院見舞費用保険金	事故によるおケガで入院をされた場合にお支払します。 ○入院見舞費用保険金の額＝1日あたりの入院見舞費用保険金額×お支払対象日数（注）
②通院見舞費用保険金	事故によるおケガで通院をされた場合にお支払します。 ○通院見舞費用保険金の額＝1日あたりの通院見舞費用保険金額 ×お支払対象日数（注）
③手術見舞費用保険金	入院見舞費用保険金をお支払する場合で、おケガの治療を直接の目的として所定の手術を受けられた場合、手術の種類に応じた額（入院見舞費用保険金日額の10倍、20倍または40倍）をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりあります。 ○手術見舞費用保険金の額＝1日あたりの入院見舞費用保険金額×手術の種類に応じた倍率
④後遺障害見舞費用保険金	事故によるおケガで、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じてお支払します。後遺障害保険金はその程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の3%～100%となります。 ○後遺障害見舞費用保険金の額＝死亡・後遺障害見舞費用保険金額×「3%～100%」
⑤死亡見舞費用保険金	事故によるおケガで、事故の日からその日を含めて180日以内にお亡くなりになった場合にお支払します。 ○死亡・後遺障害見舞費用保険金額の全額をお支払します。

1日あたりの入院・通院見舞費用保険金額、死亡・後遺障害見舞費用保険金額については、当クラブまでご照会ください。

（注）お支払対象期間、限度日数については、以下<2><3>をご確認ください。

<2> 入院・通院保険金のお支払要件

次の2つの要件をみたした場合、見舞費用保険金のお支払対象となります。

①医師の治療を受けることが必要です。

- ・医師とは「医師法にいう医師」をいいます。
- ・捻挫・打撲・脱臼・骨折の場合にかぎり接骨院や整骨院で柔道整復師の治療（施術）をうけた場合も、見舞費用保険金のお支払対象となります。
- ・マッサージ・指圧・はり・きゅうについては、医師の指示にもとづきながら行われた施術であれば、見舞費用保険金のお支払対象となります。

②おケガにより実際に医師の治療を受けられた日数がお支払対象となります。

- ・入院見舞費用保険金をお支払いするべき期間中の通院に対して、通院見舞費用保険金はお支払いできません。

<3> 入院・通院保険金のお支払対象期間・限度日数について

○お支払対象期間

おケガをされた日からその日を含めて180日以内の入院・通院についてお支払いします。

○お支払限度日数

通院の場合は90日です。入院の場合は、通院とあわせて180日がお支払限度日数となります。

<4> 必要書類のご提出時期について

おケガの治療が終了、または治療中であってもお支払対象期間（おケガの日を含め180日）・お支払限度日数（入院は180日、通院は90日）を超過しましたら、クラブさまに必要書類をご提出ください。

問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

●取扱代理店 **株式会社藤田組**

〒103-0022 東京都中央区日本橋室町 1-12-15 テラサキ第 2 ビル 3F

TEL 03-3276-7551 FAX 03-3276-7550（受付時間：平日の午前 9 時から午後 5 時まで）

●引受保険会社 **損害保険ジャパン日本興亜株式会社 企業営業第三部第一課**

〒103-8255 東京都中央区日本橋 2-2-10

TEL 03-3231-4142 FAX 03-3231-9890（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

●指定紛争解決機関

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

〔ナビダイヤル〕 0570-022808＜通話料有料＞IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）

●事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】0120-727-110（受付時間：24時間365日）

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

●このパンフレットは、概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までご照会ください。